

政策調整会議の概要

開催日 令和7年12月25日(木)

◎項目

- 1) 公共工事等における希少植物への配慮について
- 2) 県職員率先美化活動について

◎内容

1 公共工事等における希少植物への配慮について【林業振興・環境部】

○林業振興・環境部副部長

希少野生動植物については「種の保存法」や「県希少野生動植物保護条例」で取扱いが定められており、これらで指定されている動植物の捕獲や損傷には罰則がある。

県内の希少種については県でレッドデータブックを作成しており、条例で、開発行為により希少野生動植物へ与える影響を回避するよう努めなければならないという努力義務が規定されている。

各種公共工事等で環境への配慮を行う仕組みとして、1つは環境影響評価(いわゆる環境アセスメント)、もう1つは文化環境評価システムがある。文化環境評価システムは令和6年4月1日に改正しており、従前は事後に環境対策について報告する仕組みだったものを、事前配慮をすることに変更している。

先日、これらの仕組みの対象外の工事で希少野生植物の消失事案が発生した。原因は、小規模工事等においては事業担当課側に希少野生動植物に関する位置情報がなく、調べるには自然共生課経由での確認又は独自の調査委託が必要で、主体的な事前確認がしづらいことであった。

今後の対応について、本日付けで通知を发出する。希少植物の生育位置情報のリストを庁内で共有し、併せて、令和6年4月1日以降、公共部局で消失事例がないか、年明けに調査依頼をする。

事業予定地内での希少種の生育が判明した場合は、自然共生課への連絡及び事業担当課で可能な限りの保全対策等の対応をお願いしたい。

2 県職員率先美化活動について【林業振興・環境部】

○林業振興・環境部副部長

県では、「清潔で美しい高知県をつくる条例」に基づき、毎年2月を「県民一斉美化活動月間」と位置付け、2月第1日曜日に、県職員が率先してボランティアで参加する美化活動を実施している。

第18回目となる本年度は、2月1日(日)に県出先事務所など11箇所を拠点に実施するので、ぜひ、積極的な参加をお願いする。

○副知事

忘年会や年末年始で飲酒の機会も多いと思うが、飲酒運転は絶対にしないなど、服務規律の遵守を周知徹底していただきたい。